平成２２年（フ）第３７７号
沖縄県那覇市安謝２丁目30番７号　シャトレＹＯＵ201
債務者　宮城アリサ（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０１号
沖縄県那覇市字安謝242番地15　我那覇アパート11号
債務者　岸本　弘行
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７５号
徳島県三好市池田町ウヱノ2622番地２
債務者　西島　和美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１０８号
群馬県桐生市相生町２丁目1017番地の２
債務者　北　久美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１１３号
群馬県桐生市境野町７丁目206番地の４　Ｋコーポ Ｄ－Ｂ
債務者　福士美奈子（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２６０３号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字塔ノ下７番地１　メルベーユ参番館102号
債務者　伊賀　孝行
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本783番地55、前住所滋賀県湖南市下田1495番地
債務者　三浦　豊治
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０９９号
神戸市長田区一番町５丁目３番地　レオパレスエミネンス28　405号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目４番15号
債務者　野田　昭利
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７２号
神戸市灘区高尾通１丁目３番６号
債務者　末永マチコ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８１号
神戸市北区ひよどり台４丁目４番地30棟402号
債務者　松本造園こと　松本　幹男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８７号
兵庫県三木市岩宮363番地の３　谷口ハイツ201号
債務者　カフェこんてこと　後藤不二絵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９５号
兵庫県三田市三輪４丁目４番28号プラチナ荘17号
債務者　米澤　勝人
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号
兵庫県伊丹市野間６丁目11番10号サザンコート101号
債務者　岡垣　泰明
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７６号
兵庫県宝塚市光明町30番15号メゾンディスポワール201号
債務者　橘　千津代
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０９号
兵庫県伊丹市西台４丁目２番25号、前住所兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目58番地エル昆陽池303号
債務者　大川塗装店こと　大川征四郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９１号
兵庫県豊岡市日高町東芝７番地
債務者　上田　育枝
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
兵庫県豊岡市出石町福住194番地の１　ゴールドハイツ102号
債務者　矢野　勝樹
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係